

2024 年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

学業が優れ、かつ、品行方正で勉学に熱意がありながらも、経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学援助に関する事業を行い、次代を担う有望な人材の育成をはかり、社会の発展、福祉に寄与するため奨学金を給付いたします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は以下の通りです。

- (1) 奨学金は給付として、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、給付の対象とします。

3. 応募資格

次のいずれにも該当すると認められる者とします。

- (1) 2024 年 4 月、日本国内にある大学院（*1）、大学、短期大学（*2）、専門学校（*3）、大学校・専門校（*4）に新たに進学した新 1 年生（大学編入学も対象）。
但し、原則入学時 年齢 25 歳以下とする。
 - *1 大学院 : 修士課程または博士前期課程の 2 年の課程に限る
 - *2 短期大学 : 2 年以上の学部・学科に限る。
 - *3 専門学校 : 2 年以上の専門課程コースがある学校に限る。
 - *4 大学校、専門校 : 職業能力開発促進法に基づき設置される施設とする。
但し、2 年以上の学部・学科に限る。
- (2) 「ものづくり」に関連する学部（工学部、理工学部等）、または、「福祉」に関連する学部（看護学部、社会福祉学部等）で学ぶ者。
- (3) 学業が優れ、品行方正で勉学に熱意があると認められる者。
- (4) 経済的理由により就学が困難と認められる者。
- (5) 日本国籍を有し、日本国内に居住する者。

4. 奨学金の額、期間及び給付の方法

(1) 給付金額

・大学院生	月額 25,000 円（年間給付額 300,000 円）
・大学生	月額 25,000 円（年間給付額 300,000 円）
・短期大学生	月額 20,000 円（年間給付額 240,000 円）
・専門学校生	月額 20,000 円（年間給付額 240,000 円）
・大学校生、専門校生	月額 20,000 円（年間給付額 240,000 円）

(2) 給付の期間

・大学院生	2 年間
・大学生	4 年間（編入学は 2 年間または 3 年間）
・短期大学生	2 年間または 3 年間
・専門学校生	2 年間、3 年間または 4 年間
・大学校生、専門校生	2 年間または 4 年間
・給付の期間は、正規の最短終業年限の終期までとする。	

(3) 給付の方法

原則として、年間給付額を2回に分けて、7月(4~9月分)、12月(10~3月分)の一定日に、直接本人名義の口座に送金し給付します。

5. 採用人数

2024年度は、16名程度の採用を予定しています。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

① 奨学生願書(様式1)

② 成績証明書

・応募時現在の最終学歴の学業成績証明書(高校、大学等で作成するもの)

③ 在学証明書

・入学校が作成するもの

④ 住民票

・同一世帯内全員分の記載のあるもの(マイナンバーの記載のないもの)

⑤ 所得を証明する書類

・家計支持者(父母、父母に代わり家計を支えている人)の2023年の所得を証明する下記書類を提出

＊給与所得者の場合 : 2023年の源泉徴収票のコピー

＊給与所得者以外の場合 : 2023年の確定申告書の控えのコピー。

・同一人で2種類以上の所得がある場合には、該当する全ての証明書のコピー

⑥ 課題作文

・2024年度課題「進学のと将来の抱負」

(応募者本人の手書きによるもの、指定原稿用紙(400字)1枚)

⑦ 個人情報取り扱いに関する同意書(様式2)

(2) 提出方法

・必要書類を揃えて奨学会事務局宛郵送してください。

・財団への直接持込は受けません。

(3) 応募受付期限

2024年6月10日(月)(奨学会事務局必着)

(4) 提出先

〒373-0012 群馬県太田市清原町13番地16

公益財団法人 清国奨学会 事務局

7. 選考方法

書類、課題作文のみで選考するものとします。

原則面接等はおこないません。

8. 決定及び通知
 - (1) 奨学生の決定は、当奨学会の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、採用・不採用に拘わらず、その結果を本人に郵送にて通知します。
 - (2) 選考結果関係書類郵送先は、願書に記載ある「現住所」とします。
 - (3) 選考の結果は、2024年7月5日（金）までに通知します。
 - (4) 選考の経過及び決定の理由については公表しません。
 - (5) 選考結果（採用・不採用）については、在學校にも通知します。
 - (6) 応募書類は、採用不採用などの理由の如何にも関わらず返却はしません。

9. 奨学生の義務
 - (1) 奨学生として採用された場合には、直ちに「宣誓書」を理事長宛てに提出しなければならない。
 - (2) 奨学生は、5月に「成績証明書」並びに「在学証明書」（当年4月1日以降発行のもの）、11月に「在学証明書」（当年10月1日以降に発行されたもの）を理事長宛てに提出しなければならない。
 - (3) 奨学金の給付を受けた時は、その都度「奨学金受領書」を提出しなければならない。
 - (4) 当奨学会の奨学金給付規定その他の規定を守り、当奨学会ならびに在學校の指示に従わなければならない。

10. 奨学金の休止、停止又は廃止事由
奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。
 - (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
 - (2) 退学したとき、又は転学したとき
 - (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - (4) 正規の最短修業年限で卒業の見込がなくなったとき
 - (5) 学業成績、又は性向が不良となったとき
 - (6) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - (7) 奨学生として適当でない事実があったとき、又は在學校で処分を受け学籍を失ったとき
 - (8) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - (9) 奨学金受給時の受領書提出が遅れたとき。その他、奨学生としての義務を怠ったとき
 - (10) その他奨学生としての支給対象資格を失ったとき

11. その他
応募の前に、必ず当奨学会の奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

12. 連絡先
ご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。
群馬県太田市清原町13番地16 清国産業株式会社内
公益財団法人 清国奨学会 事務局
Tel 0276-37-8011